

現大綱における業務部門の対策の概要

資料3-1

1. 対策の体系

● (1) 機器の効率改善対策

- 機器の効率改善の強化措置(エネルギー効率の基準の設定)
- トップランナー適用機器の拡大(エネルギー効率の基準の拡大)
- 技術開発及びその成果の普及・高効率照明(照明の効率改善)

● (2) 住宅・建築物の省エネルギー性能の向上

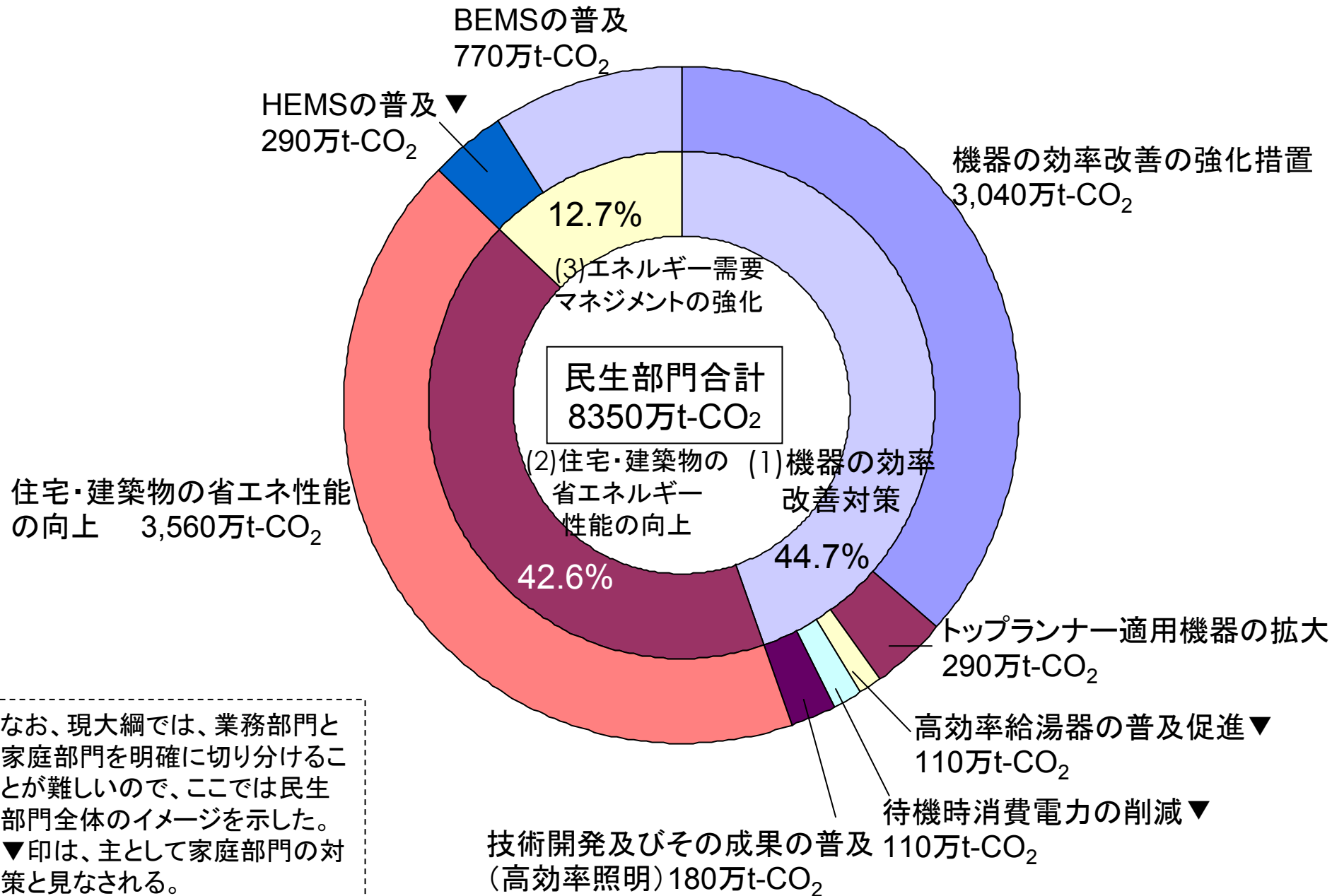
- 住宅・建築物の省エネルギー性能の向上(省エネ基準の達成)

● (3) エネルギー需要マネジメントの強化

- 業務用需要におけるエネルギーマネジメント(BEMS)の推進
(エネルギー消費の管理・効率化)

(参考) 民生部門における対策と削減量のイメージ

注: 現行大綱に記載された対策と削減量を単純に積み上げたものである。



なお、現大綱では、業務部門と家庭部門を明確に切り分けることが難しいので、ここでは民生部門全体のイメージを示した。
▼印は、主として家庭部門の対策と見なされる。

2. 各種対策の概要

注 (〇〇万t-CO₂, △△万kl)
CO₂削減見込み量 省エネ効果(原油換算)

(1) 機器の効率改善対策

○機器の効率改善の強化措置(3,040万t-CO₂, 540万kl)(家庭部門と合わせた効果)

<機器ごとの目標年次において対象となる全製造事業者等の基準値達成を想定>

※OA機器(コピー機、パソコン、磁気ディスク)や家電製品のエネルギー効率に対し
トップランナー基準を設定

例) コピー機:2006年度までに新製品の省エネ性能が1997年度比で約30%向上

→旧型コピー機が基準を達成した機器に置き換わることで省エネ実現

○トップランナー適用機器の拡大(290万t-CO₂, 120万kl)(家庭部門と合わせた効果)

※ガス・石油機器等(ガス・石油ストーブ、ガス・石油温水器、コンロ、電気便座、自販機、
変圧器)のエネルギー効率に対し基準を設定

○技術開発及びその成果の普及・高効率照明(180万t-CO₂, 50万kl)(家庭部門と合わせた効果)

<高効率照明>

※白熱灯や蛍光灯が、エネルギー消費量の少ないLEDなどに置き換わることで省エネ実現

(2) 住宅・建築物の省エネルギー性能の向上

○住宅・建築物の省エネ性能の向上(3,560万t-CO₂, 860万kl)(家庭部門と合わせた効果)

<2006年度までに、新築建築物(非住宅・2000m²以上)の8割が現行基準を達成>

※冷暖房、換気、照明、エレベータなどに関する省エネ基準を満たした建築物に置き換わることでエネルギー消費量を削減

例) 新規着工における複層ガラス(ペアガラス)や樹脂サッシの普及

(3) エネルギー需要マネジメントの強化

○業務用需要におけるエネルギーマネジメント(BEMS)の推進(770万t-CO₂, 160万kl)

<2010年度に業務床面積の約30%への普及を想定>

※空調の温度設定や外気冷房の自動化 → 空調や照明などのエネルギー消費を効率化